

学事第787号

令和3年9月10日

各私立幼稚園設置者様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言の期間延長に伴う私立幼稚園の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は9月9日に、本県の緊急事態宣言の期間を9月30日まで延長することを決定しました。

これに基づき、同日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応」が決定されました。

つきましては、各私立幼稚園におかれては、上記を踏まえ、令和3年8月27日付け学事第688号「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の私立幼稚園の対応について（通知）」により、引き続き徹底した感染拡大防止の対応をお願いします。

記

【参考】別添通知

○私立幼稚園設置者宛て通知

令和3年8月27日付け学事第688号

「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の私立幼稚園の対応について（通知）」

令和3年8月31日付け学事第709号

「私立幼稚園における当面の臨時休業等の目安について（通知）」

○県立学校長宛て通知

令和3年9月10日付け教高指第1358号

「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年9月10日付け教義指第706号

「緊急事態宣言の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

担当：総務部学事課 幼稚園担当

電話：048-830-2560